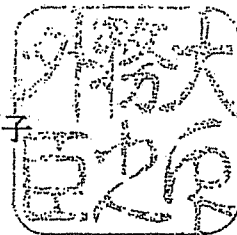


情報公開第00106号
平成16年01月22日



外務大臣 川口 順子

行政文書開示決定等通知書

平成14年10月03日付けで受け付けました開示請求書により開示を求められた行政文書について、下記3. のとおり開示決定等を行いましたので、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第9条の規定に基づき、通知します。

なお、当該開示請求については、今回が最後の開示決定等になります。

記

1. 開示を求められた行政文書の名称等

「第3次日韓会談関係資料（1953. 10. 6—）」：交渉準備資料、交渉内容、成果・合意事項等に関する部分

2. 開示請求番号 2002-01108

3. 開示決定等 別紙（開示請求対象行政文書一覧表）のとおり。

※ 別紙の決定に不服があるときは、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条に基づき、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に外務大臣に対して異議申立てをすることができます。

4. 開示する行政文書がある場合の申し出について

（1）別紙に記載の決定区分が「全部開示」又は「部分開示」である行政文書について、開示の実施を希望する場合には、この通知書を受け取った日から30日以内に、必要事項を記載した「行政文書の開示の実施方法等申出書」（別添）を、開示実施方法の欄から実施の方法を選択した別紙（開示請求対象行政文書一覧表）とともに提出して下さい。

（2）なお、郵送による写しの交付を求める場合には、必要な郵送料相当分の郵便切手を必ず同封して下さい。目安となる郵送料が【参考】の箇所に記載してあります。ご参照下さい。

※ 「行政文書の開示実施方法等申出書」の記載方法、開示実施手数料の算定等については、同封の説明書＜説明事項＞をお読み下さい。

※ 開示する行政文書がある場合には、別紙は二部同封しています。一部は申し出の際の添付用、一部は貴殿の控え用です。

※ 行政機関の保有する情報の公開に関する法律第14条第3項により、この通知書を受け取られた日から30日以内に申し出をされない場合には、原則、開示の実施を行いませんので、ご注意下さい。

5. 本件に関する問い合わせ先

〒100-8919 東京都千代田区霞が関二丁目2番1号

外務省大臣官房総務課情報公開室

電話：03-5501-8068

FAX：03-5501-8067

※ 本件に関するお問合せの際には、上記2. の開示請求番号をお知らせ下さい。



様

1	行政文書の名称等： 1953.10.6 第1回本会議状況
	決定区分： 不開示
	決定に係る該当条項： 5条3号
	決定理由： 本件文書は、日韓国交正常化交渉に関するものであり、今後の日朝国交正常化交渉等日朝間の交渉に類推されることにより、我が国が交渉上不利益を被るおそれがあるため。また、公開を前提に作成された文書ではなく、公開することにより、相手国（韓国）との信頼関係が損なわれるおそれがあるため。
	開示可能な媒体の種別及び数量：
	開示実施方法：
	開示実施手数料（単価）： ・ 閲覧 ・ 写しの交付
貴殿が希望する開示の実施方法等を以下に選択／記入して下さい。	
・ 閲覧 ☐ 全部 ☐ 一部（希望する部分： ）	
・ 写しの交付 ☐ 全部 ☐ 一部（希望する部分： ）	
2	行政文書の名称等： 1953.10.6 第1回本会議議事要録
	決定区分： 不開示
	決定に係る該当条項： 5条3号
	決定理由： 本件文書は、日韓国交正常化交渉に関するものであり、今後の日朝国交正常化交渉等日朝間の交渉に類推されることにより、我が国が交渉上不利益を被るおそれがあるため。また、公開を前提に作成された文書ではなく、公開することにより、相手国（韓国）との信頼関係が損なわれるおそれがあるため。
	開示可能な媒体の種別及び数量：
	開示実施方法：
	開示実施手数料（単価）： ・ 閲覧 ・ 写しの交付
貴殿が希望する開示の実施方法等を以下に選択／記入して下さい。	
・ 閲覧 ☐ 全部 ☐ 一部（希望する部分： ）	
・ 写しの交付 ☐ 全部 ☐ 一部（希望する部分： ）	
3	行政文書の名称等： 別紙 久保田日本政府代表挨拶（和、英）
	決定区分： 開示
	決定に係る該当条項：
	決定理由：
	開示可能な媒体の種別及び数量： 文書または図面 4枚
	開示実施方法： ・ 閲覧 ・ 写しの交付
	開示実施手数料（単価）： ・ 閲覧 百枚までごとにつき百円 ・ 写しの交付 用紙一枚につき二十円
貴殿が希望する開示の実施方法等を以下に選択／記入して下さい。	
・ 閲覧 ☐ 全部 ☐ 一部（希望する部分： ）	
・ 写しの交付 ☐ 全部 ☐ 一部（希望する部分： ）	

4	行政文書の名称等： 別紙 梁 韓国駐米大使挨拶（英、和）
	決定区分： 開示
	決定に係る該当条項：
	決定理由：
	開示可能な媒体の種別及び数量： 文書または図面 4枚
	開示実施方法： ・ 閲覧 ・ 写しの交付
	開示実施手数料（単価）： ・ 閲覧 百枚までごとにつき百円 ・ 写しの交付 用紙一枚につき二十円
貴殿が希望する開示の実施方法等を以下に選択／記入して下さい。	
・ 閲覧 ☐ 全部 ☐ 一部（希望する部分： ）	
・ 写しの交付 ☐ 全部 ☐ 一部（希望する部分： ）	

5	行政文書の名称等： 1953. 10. 13 第2回本会議状況
	決定区分： 不開示
	決定に係る該当条項： 5条3号
	決定理由： 本件文書は、日韓国交正常化交渉に関するものであり、今後の日朝国交正常化交渉等日朝間の交渉に類推されることにより、我が国が交渉上不利益を被るおそれがあるため。また、公開を前提に作成された文書ではなく、公開することにより、相手国（韓国）との信頼関係が損なわれるおそれがあるため。
	開示可能な媒体の種別及び数量：
	開示実施方法：
	開示実施手数料（単価）： ・ 閲覧 ・ 写しの交付
貴殿が希望する開示の実施方法等を以下に選択／記入して下さい。	
・ 閲覧 ☐ 全部 ☐ 一部（希望する部分： ）	
・ 写しの交付 ☐ 全部 ☐ 一部（希望する部分： ）	

6	行政文書の名称等： 1953. 10. 13 第2回本会議議事要録
	決定区分： 不開示
	決定に係る該当条項： 5条3号
	決定理由： 本件文書は、日韓国交正常化交渉に関するものであり、今後の日朝国交正常化交渉等日朝間の交渉に類推されることにより、我が国が交渉上不利益を被るおそれがあるため。また、公開を前提に作成された文書ではなく、公開することにより、相手国（韓国）との信頼関係が損なわれるおそれがあるため。
	開示可能な媒体の種別及び数量：
	開示実施方法：
	開示実施手数料（単価）： ・ 閲覧 ・ 写しの交付
貴殿が希望する開示の実施方法等を以下に選択／記入して下さい。	
・ 閲覧 ☐ 全部 ☐ 一部（希望する部分： ）	
・ 写しの交付 ☐ 全部 ☐ 一部（希望する部分： ）	

7	行政文書の名称等： 1953. 10. 20 第3回本会議状況
	決定区分：不開示
	決定に係る該当条項： 5条3号
	決定理由： 本件文書は、日韓国交正常化交渉に関するものであり、今後の日朝国交正常化交渉等日朝間の交渉に類推されることにより、我が国が交渉上不利益を被るおそれがあるため。また、公開を前提に作成された文書ではなく、公開することにより、相手国（韓国）との信頼関係が損なわれるおそれがあるため。
	開示可能な媒体の種別及び数量：
	開示実施方法：
	開示実施手数料（単価）： ・ 閲覧 ・ 写しの交付
貴殿が希望する開示の実施方法等を以下に選択／記入して下さい。	
・ 閲覧 ☐ 全部 ☐ 一部（希望する部分：)	
・ 写しの交付 ☐ 全部 ☐ 一部（希望する部分：)	
8	行政文書の名称等： 1953. 10. 20 第3回本会議議事要録
	決定区分：不開示
	決定に係る該当条項： 5条3号
	決定理由： 本件文書は、日韓国交正常化交渉に関するものであり、今後の日朝国交正常化交渉等日朝間の交渉に類推されることにより、我が国が交渉上不利益を被るおそれがあるため。また、公開を前提に作成された文書ではなく、公開することにより、相手国（韓国）との信頼関係が損なわれるおそれがあるため。
	開示可能な媒体の種別及び数量：
	開示実施方法：
	開示実施手数料（単価）： ・ 閲覧 ・ 写しの交付
貴殿が希望する開示の実施方法等を以下に選択／記入して下さい。	
・ 閲覧 ☐ 全部 ☐ 一部（希望する部分：)	
・ 写しの交付 ☐ 全部 ☐ 一部（希望する部分：)	
9	行政文書の名称等： 1953. 10. 21 第4回本会議状況
	決定区分：不開示
	決定に係る該当条項： 5条3号
	決定理由： 本件文書は、日韓国交正常化交渉に関するものであり、今後の日朝国交正常化交渉等日朝間の交渉に類推されることにより、我が国が交渉上不利益を被るおそれがあるため。また、公開を前提に作成された文書ではなく、公開することにより、相手国（韓国）との信頼関係が損なわれるおそれがあるため。
	開示可能な媒体の種別及び数量：
	開示実施方法：
	開示実施手数料（単価）： ・ 閲覧 ・ 写しの交付
貴殿が希望する開示の実施方法等を以下に選択／記入して下さい。	
・ 閲覧 ☐ 全部 ☐ 一部（希望する部分：)	
・ 写しの交付 ☐ 全部 ☐ 一部（希望する部分：)	

10	行政文書の名称等: 1953.10.21 第4回本会議議事要録
	決定区分: 不開示
	決定に係る該当条項: 5条3号
	決定理由: 本件文書は、日韓国交正常化交渉に関するものであり、今後の日朝国交正常化交渉等日朝間の交渉に類推されることにより、我が国が交渉上不利益を被るおそれがあるため。また、公開を前提に作成された文書ではなく、公開することにより、相手国(韓国)との信頼関係が損なわれるおそれがあるため。
	開示可能な媒体の種別及び数量:
	開示実施方法:
	開示実施手数料(単価): ・閲覧 ・写しの交付
貴殿が希望する開示の実施方法等を以下に選択/記入して下さい。	
・閲覧 ☐ 全部 ☐ 一部(希望する部分:)	
・写しの交付 ☐ 全部 ☐ 一部(希望する部分:)	

【開示を実施することのできる日時、場所】

- ・2004年02月02日～2004年03月03日(土日祝日及び年末年始を除く。)
- 10時から17時30分まで(12時30分～13時30分を除く。)

外務省大臣官房総務課情報公開室 東京都千代田区霞が関二丁目2番1号

・その他特記事項:

【開示実施手数料の算定】

- ・開示実施手数料は、希望する開示の実施方法ごとに合計した数量に従って、基本額(複数の実施方法を選択した場合はそれぞれの合算額)を算定して下さい。その額から300円分が控除されます。(算定額が300円までは無料(例えば、閲覧であれば300頁まで無料になります。)、300円を越える場合は当該額より300円を差し引いた額となります。なお、開示実施手数料が控除される金額は、開示請求1件につき300円です。)詳細は、添付の<説明事項>2.を御参照下さい。

【開示実施手数料の納付】

- ・開示実施手数料相当の収入印紙を「行政文書の開示の実施方法等申出書」に貼付して下さい。なお、「行政文書の開示の実施方法等申出書」を情報公開窓口を持参される場合には、現金納付も可能です。

【郵送料の納付】

- ・開示の対象となったすべての行政文書の写しの送付を希望する場合には、<説明事項>1.を参考に郵送料を算出し、相当額の郵便切手を「行政文書の開示の実施方法等申出書」と同時に納付下さい。

【参考】

- ・開示の対象となったすべての行政文書を開示する場合の開示実施手数料合計

閲覧: 100 円 写しの交付: 160 円

- ・開示の対象となったすべての行政文書の写しの送付を希望する場合の郵送料(見込額)
郵送料(見込額) 120 円